

気象庁 HP の広告掲載基準

以下のいずれにも該当しない広告は気象庁 HP に掲載することができるものとする。

- 1) 法令、通達、条例等に違反し、若しくは違反するおそれのあるもの、又は、これらに照らして不適切な内容を含むもの。
- 2) 不当景品類及び不当表示防止法に基づいて設定される公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準ずる業界規制に違反するもの、又は、これらに照らして不適切な内容を含むもの。
- 3) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - a. 編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの。
 - b. 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優良又は有利であるような表現のもの。
 - c. 取引などに関し、表示すべき事項を明記しないで、実際の条件よりも優良又は有利であるような表現のもの。
 - d. 誇大な表現を含むもの。
 - e. 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格などを使用して権威づけようとするもの。
 - f. 投資信託などの金融商品の広告で、元本などが保証されているかのよう
に誤認させる表現のもの。
- 4) 不当景品類及び不当表示防止法や特定商取引に関する法律等で禁止されている比較広告、誇大広告、優良誤認、有利誤認などに該当するおそれがあるもの。
- 5) 基本的人権や知的財産権などの他人の権利の侵害につながるおそれのあるもの、又は、他人の迷惑となるおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - a. 人種、性別、心身の障害などに関する差別的な表現を含むもの。
 - b. 名誉棄損、誹謗・中傷、プライバシーの侵害、信用棄損、業務妨害となるおそれがあるもの。
 - c. 氏名、写真、談話及び商標、著作物などを無断で使用したもの。
- 6) 宗教的又は政治的表現を含むもの。例えば、次のようなものをいう。
 - a. 宗教団体の広告
 - b. 政党広告
 - c. 選挙広告
 - d. 意見広告

- 7) 社会規範又は公序良俗に反するおそれのある内容を含むもの。例えば、次のようなものをいう。
- a. 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春、援助交際のあっせんなどの犯罪行為を肯定、美化、助長するもの。
 - b. 銃砲刀剣類その他の危険物に関する犯罪を誘発させるおそれのあるもの。
 - c. 暴力団等反社会的勢力を賞揚・鼓舞するなどその活動を助長し、又は暴力排除活動の実施を妨げる内容を含むもの。
 - d. 醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれがあるもの。
 - e. 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの(裸体を含む)。
 - f. 青少年に悪影響を及ぼすおそれがあるもの。
 - g. 風紀を乱したり、犯罪を誘発するおそれがあるもの。
 - h. 詐欺的なものまたはいわゆる悪質商法とみなされるもの。
 - i. 皇室、王室、元首及び内外の国旗などの尊厳を傷つけるおそれがあるもの。
 - j. 国際関係を悪化させるおそれがあるもの。
 - k. アマチュアスポーツに関する規定に反し、競技者又は役員の氏名、写真などを利用したもの。
 - l. オリンピックや国際的な博覧会・大会などのマーク、標語、呼称などを無断で使用したもの。
 - m. 投機心を著しくあおるおそれがあるもの。
 - n. 非科学的または迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるもの。
 - o. その他社会秩序を乱す表現を含むもの。
- 8) 上記に掲げるもののほか、気象庁が不適切と判断したもの。